

一般社団法人 日本自殺予防学会 広報委員会規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本自殺予防学会（以下、学会という。）が広報事業を適切に実施するために設置する広報委員会の運用について必要な事項を定める。

第2条（事業内容）

本委員会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 本会ホームページおよび学会ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）の企画、編集、公開に関すること。
- (2) 学会会員へのメールおよび郵送物の企画、編集、配信に関すること。
- (3) 学会総会での広報イベントの企画、開催に関すること。
- (4) その他学会の活動の広報に関すること。

第3条（委員の構成）

本委員会の担当理事は、常務理事会が理事の中から1名もしくは2名を指名する。そのうち、少なくとも1名は常務理事の中から指名する。

- 2 本委員会の委員長1名、副委員長1名は、本委員会の委員の中から本人の受諾および担当理事の承認をもって選任する。
- 3 本委員会の委員若干名は、学会会員の中から委員長が指名し、担当理事の承認を得て選任とする。委員選任にあたっては多様性を重視する。
- 4 副委員長は、委員長が事故などで職務を行えない場合に、その職務を代行する。

第4条（委員の任期）

担当理事および委員の任期は2年とする。ただし、再任されることは妨げない。委員長および副委員長の任期についても2年とする。委員長および副委員長の任期についても再任を妨げない。

- 2 委員の退任に当たっては、退任希望の旨を委員長に伝え、委員会での承認をもって、決定する。後任の委員を選任する場合、後任の委員の任期は、残任期間とする。
- 3 委員長が任期途中で退任した場合は、本委員会が委員の中から委員長を選任する。
- 4 担当理事および委員長が認めた場合には、委員を任期途中であっても委員の委託を解除することがある

第5条（本委員会の運営）

本委員会は、広報委員長が招集する。

- 2 本委員会は、基本的に毎月1回オンライン会議にて参集する。ただし、議事により随時会議頻度を増減する。
- 3 委員会を対面で招集するときは、開催日1カ月前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって、担当理事と各委員に対して通知しなければならない。
- 4 担当理事が委員会に参加できない場合は、委員会後に委員より委員会内での討議内容等についての報告を受ける。

第6条（学会 SNS）

本委員会は、学会 SNS に関する事項を掌る。学会 SNS の運用に関する細則は別に定める。

附則

- 1) この規程の変更は、理事会または常務理事会の議決による。
- 2) この委員会規程は、2023(令和5)年5月19日から施行する。

2023(令和5)年5月19日 制定